

都市計画旭桃台地区計画

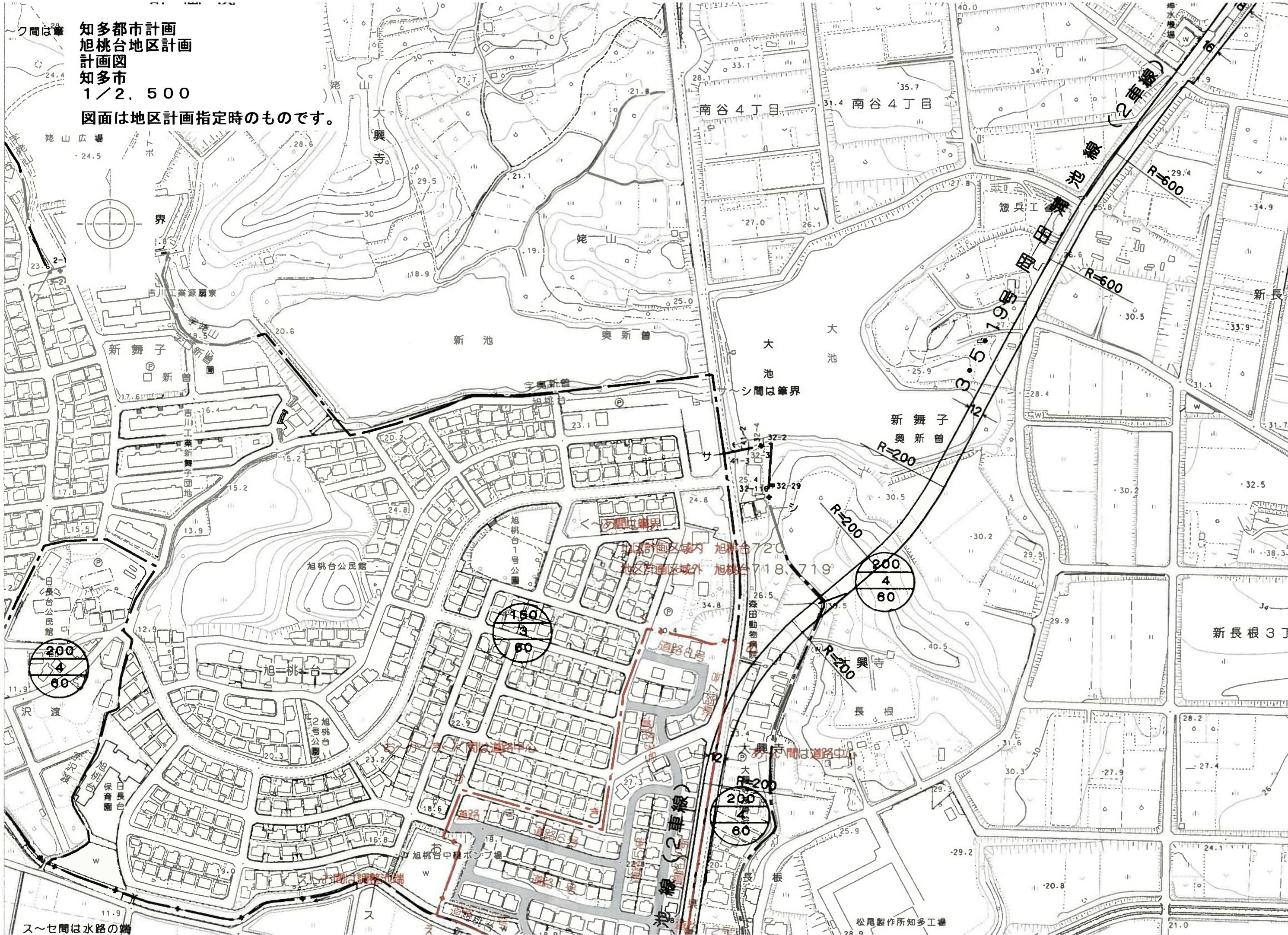
名 称		旭桃台地区計画				
位 置		知多市旭桃台の一部、大興寺字長根の一部				
面 積		約 3.1ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は名鉄新舞子駅の東約2.5キロメートルに位置し、知多乗合日長団地東バス停から約450メートルと交通の利便も比較的良い。土地区画整理事業によって整備された地区に隣接しており、住宅地としての需要が見込まれ、民間の開発により、低層戸建住宅地としての整備が実施されている。</p> <p>このため、本地区では良好で快適な住宅地としての住環境の保全及び利便の向上、並びに公共施設との調和を目的とする。</p>				
	土地利用の方針	<p>良好な低層住宅地を創出し、その環境を保全するために、住宅及び公共施設の適正な配置を行い、合理的な土地利用の形成を図る。</p>				
	地区施設の整備方針	<p>地区施設（道路及び公園）の配置は、民間の開発事業で整備を図る。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>良好な低層住宅地として、開発事業で形成された敷地の細分化を防止し、主に低層戸建の専用住宅の配置を図る。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名 称	幅 員	延 長	摘 要
			道路1号	6m	約154m	
			道路2号	6m	約175m	
			道路3号	6m	約24m	
			道路4号	6m	約132m	
			道路5号	6m	約125m	
			道路6号	6m	約149m	
			道路7号	6m	約81m	
			道路8号	6m	約47m	
			道路9号	6m	約100m	
			道路10号	2m	約75m	歩行者専用道路
			道路11号	6m	約14m	

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	道路12号	8 m	約 22 m	
			公園	箇所数		面積	
				1 か所		約 1,146 m ²	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限		<p>次の建築物以外は、建築してはならない。</p> <p>① 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>② 住宅で事務所、日用品の販売を主たる目的とする店舗その他これらに類する用途を兼ねるもので、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p> <p>③ 診療所</p> <p>④ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>⑤ 前各号の建築物に附属するもの</p>			
建築物の容積率の最高限度		10分の10					
建築物の敷地面積の最低限度		160 m ²					
建築物等の高さの制限		<p>建築物の高さは、その最高限度を12メートルとし、かつ、建築物の各部分の高さを当該各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、7.5メートルを加えたもの以下とする。</p>					

「区域及び地区施設の位置は計画図表示のとおり」

知多都市計画
旭桃台地区計画
計画図
知多市
1/2,500

図面は地区計画指定時のものです。



旭桃台地区計画区域内 旭桃台720
旭桃台地区計画区域外 旭桃台718, 719

200
4
60

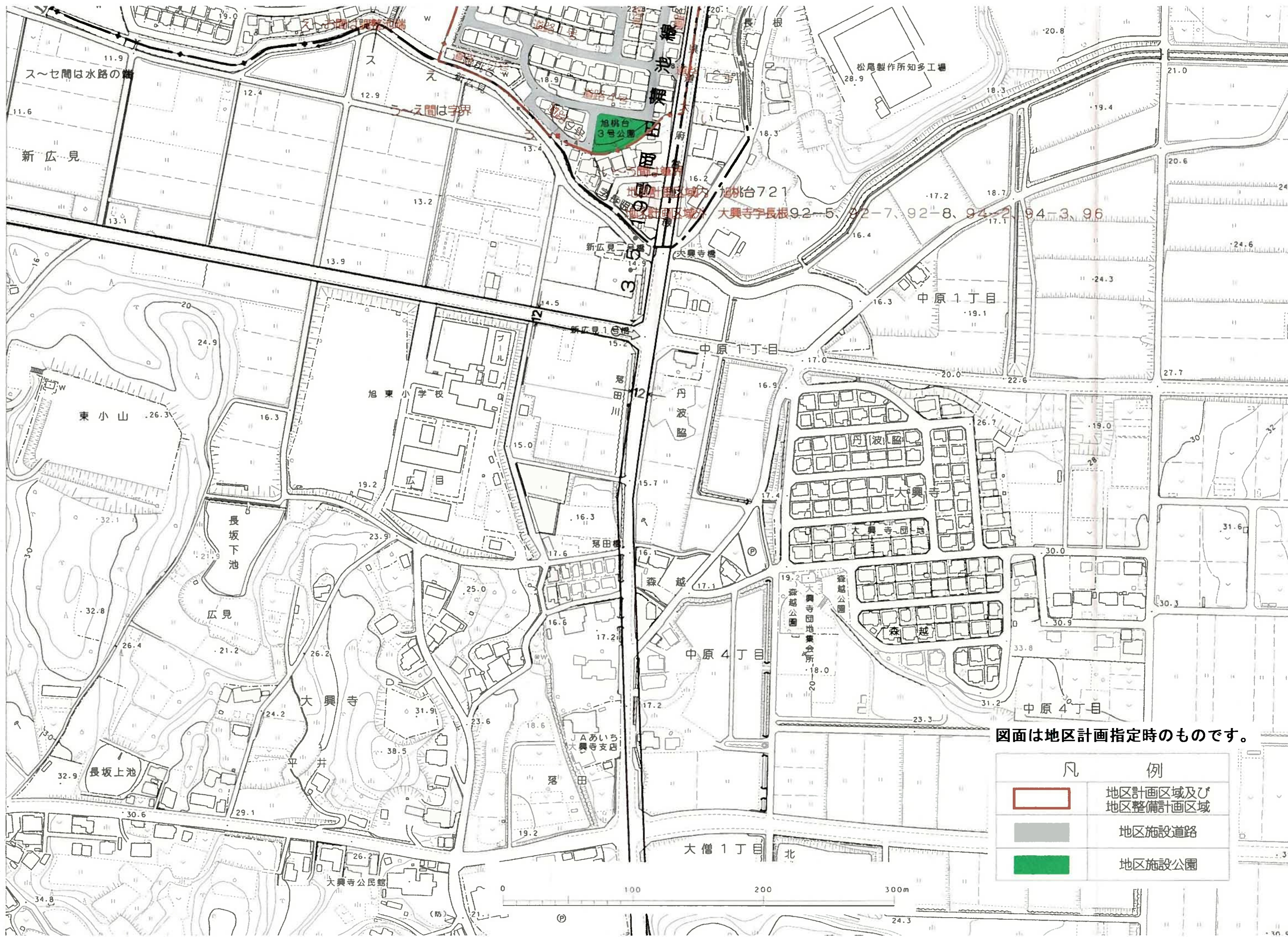
160
3
60

200
4
60

200
4
60

ス～セ間は水路の幅

松尾製作所知多工場



図面は地区計画指定時のものです。

凡	例
	地区計画区域及び 地区整備計画区域
	地区施設道路
	地区施設公園